

長浜市

しょうがい福祉のしおり



長浜市しょうがい福祉課
(長浜市福祉事務所)

電話番号：0749-65-6518

FAX番号：0749-64-1767

令和6年4月 現在

はじめに

この小冊子は、長浜市にお住まいのしょうがいのある方やその家族の方々が利用できる福祉サービスの概要と問い合わせ先を紹介したものです。お手元に備えていただき、各種サービスの手引きとして活用いただければ幸いです。

各項目の対象者や申し込み方法などについては、しょうがいの程度、所得、年齢、申請時期により制限される場合があります。また、介護保険サービスが優先になる場合もありますので、詳しくは事前にそれぞれの窓口へお問い合わせください。

なお、この小冊子は令和6年4月時点の情報をもとにまとめており、その後内容が変わることがありますのでご了承ください。

「しょうがい」の表記について

本市では、市が作成する文書（法令関係は除く）において、「障害」を「しょうがい」と表記しています。

これは、平成17年4月から合併前の旧長浜市において開始された取り組みを継承しているもので、以下の意味が込められています。

- ・「障害」の漢字から連想される意味や不快な感覚を少しでも改善すること。

例) "障"から連想される"差しさわ리"や"故障"、"害"から連想される"妨げ"や"災い"など

- ・ 誰もの心や行動に対して意識啓発を図ること
- ・ 本市の取り組みにおいての根本的な理念となる"生涯の福祉"を推進すること

本書においても、法令、例規、要綱等の名称及び条文の引用による記載やそれらに規定される制度、事業等の名称、団体や施設などの固有名詞を除いて、「しょうがい者」「しょうがいのある方」などと表記しております。

1	障害者手帳	
	身体障害者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	療育手帳・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・	6
2	医療費	
	自立支援医療費（更生医療）・・・・・・・・	8
	自立支援医療費（育成医療）・・・・・・・・	8
	自立支援医療費（精神通院医療）・・・・・・・・	9
	長浜市精神障害者通院医療費助成（マル精）・・・・・	9
	福祉医療費助成制度（重度しょうがい者・しょうがい老人）・・	10
	特定疾病療養受療証・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	後期高齢者医療制度・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	特定医療費（指定難病）医療費助成・・・・・・・・	12
	小児慢性特定疾病医療費助成制度・・・・・・・・	12
3	手当・年金・助成	
	特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	障害年金・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	介護料支給制度(NASVA)・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	自動車改造費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	自動車操作訓練費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	住宅改造費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	点字新聞購読料の助成・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	人工透析患者通院交通費の助成・・・・・・・・	16
	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成・・・・・・・・	17
	在宅障害者(児)社会参加援助金の支給・・・・・・・・	17
4	税金の控除・公共料金割引	
	税金の控除・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	自動車税・軽自動車税の減免・・・・・・・・	19
	マル優・特別マル優（非課税制度）・・・・・・・・	20
	NHK放送受信料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	携帯電話通話料等の割引・・・・・・・・	21

	ページ
NTT無料番号案内（ふれあい案内）	21
公共施設の利用料の減免等	21
5 交通に関するサービスと割引	
タクシー料金割引	22
リフト付きタクシーの運行	22
路線バス運賃の割引	22
国内航空運賃の割引	22
JR旅客運賃の割引	23
有料道路通行料金の割引	23
滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	24
駐車禁止除外指定車標章の交付	25
6 その他の福祉サービス等	
緊急通報（119番・110番）	26
長浜市避難支援・見守り支えあい制度	26
点字・声の広報	26
長浜市立図書館資料の郵送貸出	27
点字図書及び録音図書の貸出	27
聴覚しょうがい者FAX中継サービス	27
もしもしメール	27
聴覚しょうがい者用ビデオの貸出	28
青い鳥郵便葉書の無償配布（日本郵政）	28
しょうがい者(児)水泳教室	28
SOSほんわかネットワーク	28
ヘルプマーク・ヘルプカードの配付	29
耳マークカードの配付	29
介護マークの貸出	29
7 しょうがい福祉サービス・日常生活支援	
日常生活用具の給付・貸与	30・31
補装具費（購入・修理）の給付	31
長浜市見守り配食支援事業（配食サービス）	32
長浜市在宅福祉理美容サービス事業	32
長浜市障害者訪問入浴サービス事業	33
長浜市手話通訳者派遣事業	33
長浜市要約筆記者派遣事業	34
長浜市重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業	34

	ページ
障害者総合支援法等に基づくしょうがい福祉サービス . . .	35・36
障害者総合支援法関連事業（移動支援等）	37
新高額障害福祉サービス等給付費	37
高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費 . .	38

8

相談窓口

しょうがい者に関する相談窓口	39
セルフプラン作成にかかる問い合わせ・サポート先	39
はたらき・くらし応援センターこほく	40
障害者支援センターそら	40
長浜市身体・知的障害者相談員設置事業	41
その他相談	42
長浜市役所のお問い合わせ	42・43

身	身体障害者手帳又は身体しょうがい者の関連
療	療育手帳又は知的しょうがい者の関連
精	精神障害者保健福祉手帳又は精神しょうがい者の関連

1 障害者手帳

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります

身体障害者手帳

身体しょうがいがある場合、身体障害者手帳が交付されます。この手帳は各種制度を利用するために必要です。等級は1級～6級まで区分があり、最重度は1級です。しょうがいが複数ある場合は、部位ごとに等級がつき、その合計で手帳の等級が決まります。なお、部位によって最重度等級が異なります。

■対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続するしょうがいがある人

申請区分	いつ	必要書類
新規	初めての申請のとき	手帳交付等申請書、診断書・意見書(指定医師記入)、診断書・意見書交付申請書、写真(縦4cm×横3cm)、健康保険証、印鑑(自署不要)
しょうがい程度変更 しょうがい名追加	しょうがいの程度が変わったとき 別のしょうがいを追加するとき	手帳交付等申請書、診断書・意見書(指定医師記入)、診断書・意見書交付申請書、写真(縦4cm×横3cm)、身体障害者手帳、健康保険証、印鑑(自署不要)
再交付	紛失・破損・汚損されたとき	手帳交付等申請書、写真(縦4cm×横3cm)、身体障害者手帳、印鑑(自署不要)
住所地変更	住所が変わったとき	手帳交付等申請書、身体障害者手帳、印鑑(自署不要)
氏名変更	氏名が変わったとき	
返還	しょうがい者本人が死亡されたとき 手帳が不要になったとき	

■問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

■備考 手帳がお手元に届くまでに2～3か月程度かかります。

療育手帳

知的しょうがいがある場合、療育手帳が交付されます。しょうがい程度によりA1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。申請後、18歳未満の方や18歳以上20歳未満の施設に入所している重症心身しょうがい児(者)は彦根子ども家庭相談センター、それ以外の方は滋賀県知的障害者更生相談所でしょうがいの程度が判定されます。

手帳交付後、しょうがいの程度の確認のため、定期的に再判定を受けることになっています。

■申請

申請区分	いつ	必要書類
新規	初めての申請のとき	手帳交付等申請書、相談受付票、写真(縦4cm×横3cm)、印鑑(自署不要)
再判定	再判定の時期が来たとき	
再交付	紛失・破損・汚損されたとき	手帳交付等申請書、写真(縦4cm×横3cm)、印鑑(自署不要)
住所地変更	住所が変わったとき	手帳交付等申請書、療育手帳、印鑑(自署不要)
氏名変更	氏名が変わったとき	
返還	しょうがい者本人が死亡されたとき 手帳が不要になったとき	

- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可
- 備考 手帳は市役所経由で、判定機関での判定後、県が交付しますが、申請件数が非常に多く、判定までは3～7か月待ちとなっています（予約状況による）。お手元には判定後1～2か月程度かかります。
- 判定機関 彦根子ども家庭相談センター（彦根市小泉町932-1） 電話番号 0749-24-3741
FAX番号 0749-24-7464
滋賀県知的障害者更生相談所（草津市笠山8丁目5-130） 電話番号 077-563-8448
FAX番号 077-562-4334

精神障害者保健福祉手帳

精神しょうがいのために長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある場合、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。等級は1～3級まで区分があり、しょうがいの程度が重度のものから1級、2級、3級の順です。手帳の有効期限は2年間となり、更新は有効期限満了の3か月前から可能です。

■申請

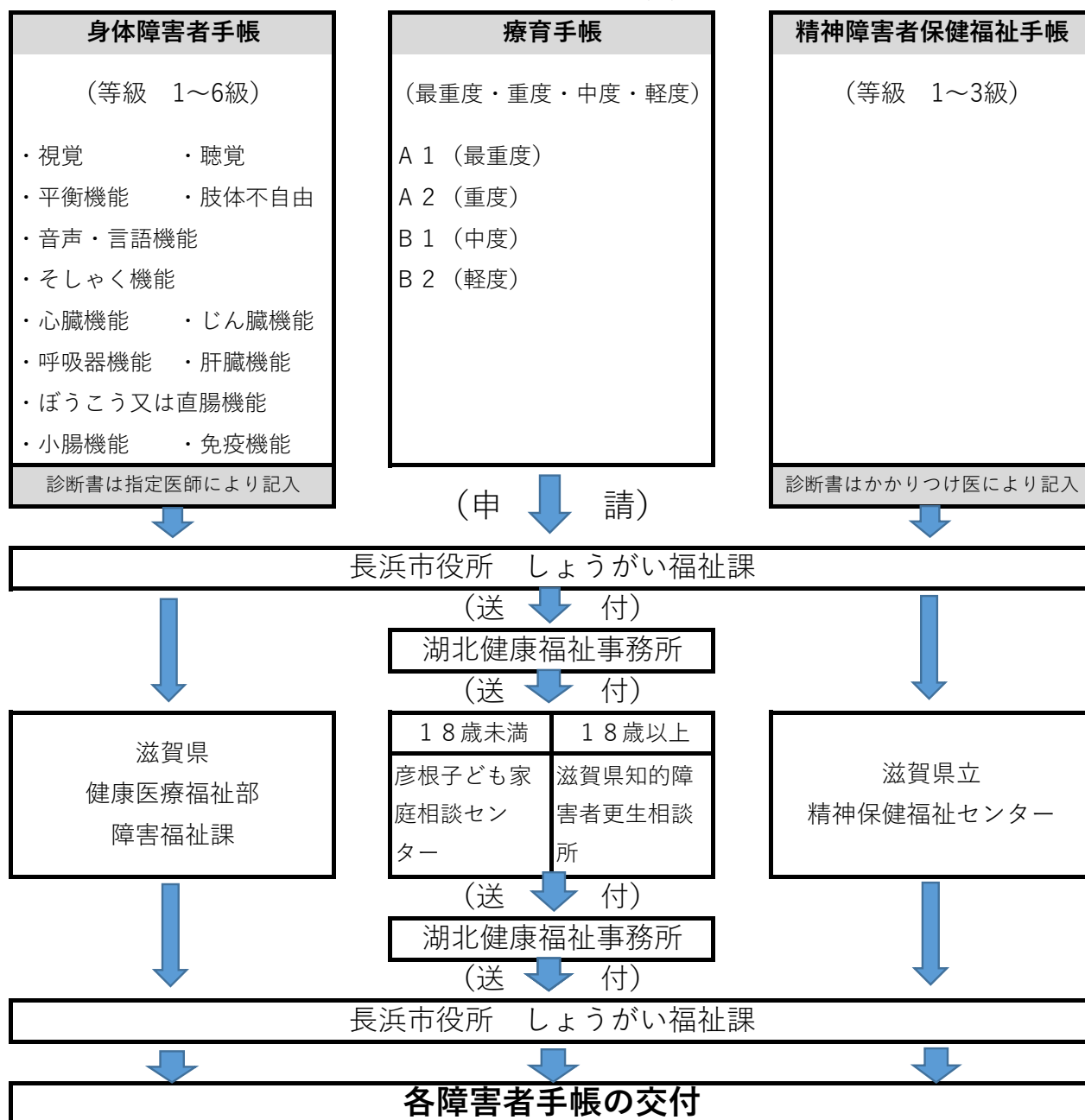
申請区分	いつ	必要書類
新規	初めての申請のとき	手帳交付等申請書、診断書（手帳用）、写真（縦4cm×横3cm）、健康保険証、印鑑（自署不要）
更新	有効期限の3か月前から	手帳交付等申請書、診断書（手帳用）
しょうがい程度変更	しょうがいの程度が変わったとき	手帳交付等申請書、診断書（手帳用）、写真（縦4cm×横3cm）、精神障害者保健福祉手帳
再交付	紛失・破損・汚損されたとき	再発行申請書、写真（縦4cm×横3cm）
住所地変更	住所が変わったとき	手帳記載事項変更届・再発行申請書、写真（縦4cm×横3cm）、精神障害者保健福祉手帳
氏名変更	氏名が変わったとき	
返還	しょうがい者本人が死亡されたとき	手帳返還届、精神障害者保健福祉手帳、届出者の印鑑（自署不要）
	手帳が不要になったとき	

※精神しょうがいを理由に年金を受給している方は、診断書に代えて年金証書等による申請が可能な場合があります。詳しくはしょうがい福祉課までお問い合わせください

- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可
- 備考 手帳は市役所経由で県が交付しますが、お手元に届くまでに3か月程度かかります。
- 審査機関 滋賀県立精神保健福祉センター（草津市笠山8丁目4-25） 電話番号 077-567-5028
FAX番号 077-566-5370

障害者手帳交付の流れ

【身体しょうがい者・知的しょうがい者及び精神しょうがい者の福祉サービスを受けるために必要な手帳です】



※申請から手帳交付までは、滋賀県の審査会の都合等により、約2～3か月程度かかります

※再交付申請…手帳の紛失や破損・汚損、しょうがいの追加や程度変更を行う場合、再交付申請が必要です

※居住地変更…長浜市に転入もしくは市内転居された場合、居住地変更届が必要です

※氏名変更…氏名が変更となった場合、氏名変更届が必要です

※返還…しょうがい者本人が死亡又は手帳が不要になった場合、返還届が必要です

ご不明な点は長浜市しょうがい福祉課までお問い合わせください

しょうがいの程度、医療の内容等によって、医療費が軽減されます

自立支援医療費（更生医療）

身

身体にしょうがいのある方が、そのしょうがいの程度を軽くしたり、日常生活上の効果が見込まれると医師が手術等の治療をする場合、医療費を給付します。更生医療の対象となるかどうかは、主治医にご相談ください。

- 対象医療 人工関節置換術、心臓疾患に関する手術（ペースメーカー移植術、不整脈手術等）、人工透析、臓器移植後の抗免疫療法、抗HIV療法 等
- 対象者 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で対象医療を指定自立支援医療機関で受ける方
- 自己負担額 原則医療費の1割負担となります。ただし、疾病・しょうがいの程度、収入や課税状況に応じて自己負担の上限（月額）が決められています。
- 申請方法

《新規認定申請の場合の提出書類》

自立支援医療(育成医療・更生医療)支給認定等申請書兼申請内容変更届出書、自立支援医療(更生医療)意見書、更生医療実態申告書、健康保険証(本人)、身体障害者手帳、印鑑(自署不要)など

※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

自立支援医療費（育成医療）

身

身体にしょうがいのある児童又はそのまま放置すると将来しょうがいを残すと認められる児童に対して、そのしょうがいの程度を軽くしたり、日常生活上の効果が見込まれると医師が手術等の治療をする場合、医療費を給付します。育成医療の対象となるかどうかは、主治医にご相談ください。

- 対象医療 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能などに対する医療
- 対象者 18歳未満の児童で対象医療を指定自立支援医療機関で受ける方
- 自己負担額 原則医療費の1割負担となります。ただし、疾病・しょうがいの程度、収入や課税状況に応じて自己負担の上限（月額）が決められています。
- 申請方法

《新規認定申請の場合の提出書類》

自立支援医療(育成医療・更生医療)支給認定等申請書兼申請内容変更届出書、自立支援医療(育成医療)意見書、健康保険証(本人)、印鑑(自署不要)など

※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

自立支援医療費（精神通院医療）

精

精神疾患の治療のため通院されている方に対して、医療費を給付します。

- 対象医療 精神疾患に対する継続的な通院医療
- 対象者 精神通院により指定自立支援医療機関で受ける方
- 自己負担額 原則医療費の1割負担となります。ただし、疾病・しょうがいの程度、収入や課税状況に応じて自己負担の上限（月額）が決められています。
- 申請方法 <新規認定申請の場合の提出書類>
自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書、診断書（自立支援医療(精神通院医療)用）、健康保険証など
※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください
- 備考 ※自立支援医療（精神通院医療）受給者証は、市役所経由で県が交付しますが、お手元に届くまでに3か月程度かかります。
- 審査機関 滋賀県立精神保健福祉センター（草津市笠山8丁目4-25） 電話番号 077-567-5028
FAX番号 077-566-5370
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

長浜市精神障害者通院医療費助成（マル精）

精

精神しょうがい者（児）及び精神しょうがい老人の通院医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図るため、医療保険や自立支援医療費助成の適用後の自己負担額が公費負担されます。利用するためには申請が必要となりますので、下記の窓口までお問い合わせください。

- 対象者 対 象 者 ： 精神障害者保健福祉手帳1級・2級かつ自立支援医療（精神科通院医療）受給者証の交付を受けている方
助成範囲 ： 精神疾患治療の通院の医療費（自己負担分）
※精神障害者保健福祉手帳3級は助成対象外です
※食費、文書料、交通費、容器代、室料差額等は助成対象外
- 所得制限 本人・配偶者・扶養義務者の所得制限があります
- 助成方法 <県内> 医療機関の窓口で保険証・自立支援医療（精神通院医療）受給者証・受給券(助成券)と一緒に提示してください
<県外> 医療機関の窓口で一旦医療費をお支払いください。その後、しょうがい福祉課で申請していただき、口座振込により医療費返還の手続きをします。
【持ち物】保険証、領収書・レシート、印鑑、受給券(助成券)、口座振込できる本人名義の預貯金通帳
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

福祉医療費助成制度（重度しょうがい者・しょうがい老人）

身

療

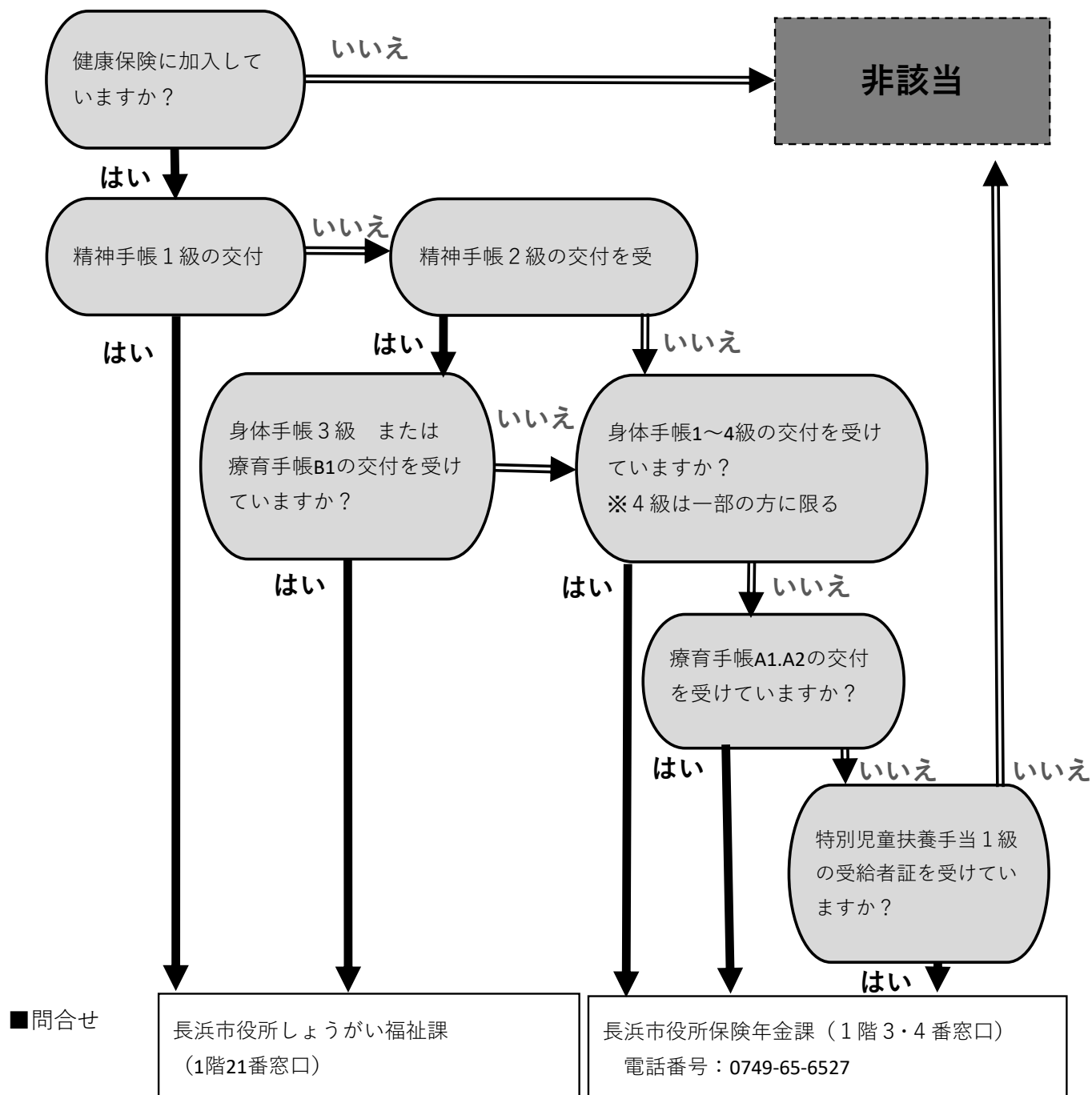
精

福祉医療費助成制度は、医療費負担を軽減するための制度です。県内の医療機関での受診時に健康保険証と受給券を提示していただくと、保険適用総医療費の一部負担金を助成する仕組みです。制度により対象となる方の要件は異なります。障害者手帳の種類によってお問合せいただく窓口が変わりますので下記のチャートでご確認ください。

■所得制限 本人・配偶者・扶養義務者の所得制限があります

■助成内容 保険適用総医療費の一部負担金（※精神科通院にかかる医療費を除く）

■対象者



特定疾病療養受療証

身

厚生労働大臣が指定する特定疾病（高額長期疾病）により、長期にわたり高額な医療が必要な場合、医師の意見書を添えて「特定疾病療養受療証」を申請できます。認定されれば、証の提示により、対象疾病にかかる医療費の自己負担が限度額までとなります。

手続きにあたっては、加入の保険により申請先が異なります。詳しくは下記のとおりです。

- 対象疾病
 - ・人工透析が必要な慢性腎不全
 - ・血友病
 - ・血液凝固因子製剤に起因するH I V感染症

- 自己負担額
 - ・国民健康保険加入の方：月額10,000円
※慢性腎不全による人工透析を受ける方の場合、月額20,000円となることがあります。
 - ・後期高齢者医療制度加入の方：月額10,000円

- 必要書類
 - ・治療を受ける方の被保険者証
 - ・最初の申請にあたっては、医師の意見書（医療機関で作成されます。主治医と相談してください）
 - ・窓口に来られる方の本人確認書類

- 問合せ
 - ◎国保・後期高齢者医療に加入の方
長浜市役所保険年金課 電話番号 0749-65-6512(国保) 0749-65-6527（後期）
FAX番号 0749-65-6013
 - ◎社会保険に加入の方
勤務先を通じて問い合わせ・申請してください

後期高齢者医療制度

身

療

精

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上のすべての方が加入する健康保険制度です。ただし、65歳から74歳の方で、一定のしょうがいのある方についても、申請により認められると後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しくは、長浜市役所保険年金課までお問い合わせください。

- 対象者
 - ・身体障害者手帳1級から3級と4級の一部の交付を受けている方
 - ・療育手帳A1, A2（重度）の交付を受けている方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方
 - ・国民年金法による障害基礎年金1・2級を受給されている方

- 自己負担額
 - 所得に応じて1割負担もしくは2割負担（現役並み所得者は3割）
※福祉医療費助成（10ページ）を受けることが出来る方は、保険適用時の医療費自己負担はありません。

- 有効期限
 - 障害者手帳等の確認書類に有効期限がある場合、更新手続きが必要です。

- 問合せ
 - 長浜市役所保険年金課 電話番号 0749-65-6527 FAX番号 0749-65-6013

特定医療費（指定難病）医療費助成

原因が不明であって、治療法が確立していない難病のうち、厚生労働省が指定した疾病について、その治療にかかった費用（医療費から医療保険を除いた自己負担分）の一部を公費で負担する制度です。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 内容
 - ・ 自己負担割合が3割負担の方については、負担軽減のため2割負担に引き下げられます。
 - ・ 所得に応じて1か月の自己負担上限額が設定されます。自己負担限度額は指定難病のために受診した指定医療機関の負担額をすべて合算して適用されます。
 - ・ 原則として、受給者証に記載される指定医療機関において医療費助成が受けられます。
 - ・ 医療費助成の対象となるのは、認定を受けた疾病にかかる入院・外来の医療費、薬代、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス（介護予防含む）の費用です。

■ 問合せ 長浜保健所 地域保健福祉係 電話番号 0749-65-6610
FAX番号 0749-63-2989

小児慢性特定疾病医療費助成制度

長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病にかかっている児童等がいる家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 内容
 - ・ 当該制度において対象とされる疾病の治療及びその疾病に付随して発生する傷病にかかる医療費のうち、所在地の都道府県又は指定都市が指定している医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション等）での保険診療分が助成の対象です。
 - ・ 病院や診療所での保険診療、院外処方による薬局での保険調剤費、訪問看護ステーションの訪問看護費に対して自己負担額が発生します。入院中の食事療養費については、2分の1が自己負担となります。
 - ・ 1か月の自己負担上限額が設定されます。自己負担上限額は、受給者（お子さん）が加入している医療保険ごとに、算定対象者の市町村民税額の所得割額等により決定されます。
- 対象 18歳未満の児童（ただし、18歳到達時点において、本事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められた場合は、20歳未満の誕生日前日まで）

■ 問合せ 長浜保健所 地域保健福祉係 電話番号 0749-65-6610
FAX番号 0749-63-2989

各種手当や年金、費用に対する助成制度があります

特別障害者手当（国制度）

身

療

精

精神又は身体に著しく重度のしょうがいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。手当を受給されるにあたっては、事前に申請が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

- 受給できない方
 - ・ 病院や老人保健施設等に継続して3か月以上入院されている方
 - ・ 福祉施設等に入所されている方
- 所得制限 申請者本人(受給者)、配偶者、扶養義務者のそれぞれに所得制限があります
- 手当額 月額 28,840円（令和6年4月1日時点）
- 支払時期 3か月まとめて2月・5月・8月・11月に支給します。
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

障害児福祉手当（国制度）

身

療

精

20歳未満（概ね3歳以上）の在宅の重度心身しょうがい児で日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の方に対し、手当が支給されます。手当を受給されるにあたっては、事前に申請が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

- 受給できない方
 - ・ 障害厚生年金等定められた年金を受給している方
 - ・ 福祉施設等に入所されている方
- 所得制限 申請者本人(受給者)、配偶者、扶養義務者のそれぞれに所得制限があります。
- 手当額 月額 15,690円（令和6年4月1日時点）
- 支払時期 3か月まとめて2月・5月・8月・11月に支給します。
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

特別児童扶養手当（国制度）

身

療

精

20歳未満の身体又は精神に重度又は中度以上のしょうがい児を監護する父母又は養育者に対して支給される手当です。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 支給対象者
 - 《1級》 身体障害者手帳1～2級程度の身体しょうがい者又は療育手帳の判定が重度(A)程度の知的しょうがい者又は同程度の精神しょうがいのある方
 - 《2級》 身体障害者手帳3級程度及び下肢障害4級の一部の身体しょうがい者又は療育手帳の判定が中度(B1)程度の知的しょうがい者又は同程度の精神しょうがいのある方
- 受給できない方
 - ・ 児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設等除く）に入所しているとき
 - ・ 児童が障害を支給理由とする公的年金を受け取ることができるとき
 - ・ 児童や父母又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- 所得制限 申請者本人(受給者)、配偶者、扶養義務者のそれぞれに所得制限があります。
- 手当額 1級 月額…55,350円 2級 月額…36,860円（令和6年4月1日時点）
- 支払時期 4か月まとめて4月・8月・12月に支給します。
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

障害年金

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合、現役世代の方も含めて受け取る事ができる年金です。障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、申請には年金の納付状況などの条件が設けられています。※身体障害者手帳等の等級とは認定基準が異なります。

【障害基礎年金】

20歳前のしょうがいや、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は障害基礎年金請求となります。

■問合せ 長浜市役所保険年金課 電話番号 0749-65-6516 ※相談は予約制となっております。

彦根年金事務所 電話番号 0749-23-1112（お客様相談室）
※自動音声案内（ダイヤル①→②）



予約専用QRコード

【障害厚生年金】

病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに厚生年金に加入していた場合は障害厚生年金請求となります。障害厚生年金に該当する状態よりも軽いしょうがいが残ったときは、障害手当金（一時金）を受けとることができる制度があります。

■問合せ 彦根年金事務所 電話番号 0749-23-1112（お客様相談室）
※自動音声案内（ダイヤル①→②）

心身障害者扶養共済制度

身

療

精

しょうがいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度しょうがい）のことがあったとき、しょうがいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。詳しくは下記までお問い合わせください。

■加入者 ◎保護者の要件 次のすべての要件を満たしている必要があります

- ・しょうがい者を扶養している保護者であること
- ・滋賀県内に住所があること
- ・加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- ・特別の疾病又はしょうがいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。健康状態等によっては、この制度にご加入いただけない場合があります。
- ・しょうがいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること

◎しょうがいのある方の範囲

- （1）知的しょうがい者
- （2）身体しょうがい者（身体障害者手帳1～3級）
- （3）精神又は身体に永続的なしょうがいのある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症など）で、そのしょうがいの程度が（1）又は（2）と同程度と認められる方

■問合せ 滋賀県手をつなぐ育成会 電話番号 077-523-3052
滋賀県身体障害者福祉協会 電話番号 077-565-4832

介護料支給制度(NASVA)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺しょうがいを持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に支給されます。

介護料の支給を受けるためには、受給資格の認定申請が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 支給額 月額 36,500円 ～ 211,530円
※受給資格の種別及びその月の介護に要した費用として自己負担した額により異なります
- 支給対象 サービス 在宅にて介護を受けている方が、サービスを受けたときには、当該サービスを行った事業者ごとの証明（領収証を含む）を提出いただくことにより、介護料の上限額までの範囲内で支給されます。
対象サービス：ホームヘルプサービス、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、デイサービス
- 問合せ 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA） 滋賀支所（守山市木浜町2298-4）
電話番号 077-585-8290 FAX番号 077-585-8291

自動車改造費の助成

身

身体に重度のしょうがいのある方が就労などに伴い、自動車を改造する経費の一部を助成します。
（ただし、改造前に申請し、決定を受けたものに限りです）

- 対象者 ◎本人運転の場合
肢体不自由で身体障害者手帳（1,2級及び3級以下の一部）の交付を受けており、自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある方
◎介護者運転の場合
身体障害者手帳の交付を受けている下肢機能障害、体幹機能障害又は脳原性移動機能障害におけるしょうがい程度が1,2級であって、通学、通院、通所もしくは生業のため自ら又は生計を同一にする人が所有する自動車に車いすの昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着、改造する必要がある方
- 所得制限 本人運転及び介護者運転ともに所得制限があります
- 助成額 限度額100,000円
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

自動車操作訓練費の助成

身

身体にしょうがいがある方が自動車の運転免許を取得する経費の一部を助成します。
（ただし、自動車教習開始前に申請し、決定を受けたものに限りです。また、この助成制度以外により、免許を取得するために要する費用について補助又は助成を受けられる方は除きます）

- 対象者 (1)身体障害者手帳1～4級
(2)肢体不自由で身体障害者手帳5級及び6級の交付を受けており、そのしょうがいのため運転する自動車を改造する必要がある方
- 助成額 必要費用の3分の2以内（限度額100,000円）
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

住宅改造費の助成	身	療
-----------------	----------	----------

在宅重度心身しょうがい者の日常生活を容易にするため、既存住宅の浴室やトイレ等をしょうがいのある方向けに改造する場合、その経費の一部を助成します。

(ただし、工事着手前に申請し、決定を受けたものに限り。また、新築・増改築は対象外です。)

- 対象者 (1)身体障害者手帳の交付を受けている方で、そのしょうがいが肢体不自由又は視覚しょうがい
で、しょうがい程度が1,2級の方
(2)療育手帳の重度 (A1,A2) の方
(3) (1)(2)の重度しょうがい者が共同住宅等に居住している場合、その共同住宅等の設置者
- 所得制限等 ・所得制限、市税及び国民健康保険料の納付要件があります
・介護保険制度、日常生活用具給付事業の適用が優先されます
- 助成額 1家庭につき必要経費の2分の1以内 (限度額466,000円)。1世帯1回限り。
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課 (1階21番窓口)

点字新聞購読料の助成	身
-------------------	----------

視覚しょうがい者等が社会情勢等の情報を容易に入手できるよう、点字新聞の購読に要した経費の一部を助成します。

- 対象者 視覚しょうがい者又はその家族
- 助成額 1世帯につき年間14,000円以内
- 必要書類 点字新聞の年間購読料を支払ったことを証明する書類 (領収書)
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課 (1階21番窓口)

人工透析患者通院交通費の助成	身
-----------------------	----------

腎臓機能にしょうがいがあり人工透析療法を受けるために通院している方に、交通費 (自家用車含む)の一部を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳 (腎臓機能障害) の交付を受けている方で、月8回以上の通院をしている方
- 所得制限 本人及び同居世帯生計中心者の申請年度分の市民税所得割額が33,000円未満の方
- 助成額 自宅から通院医療機関までの実測距離
①5km未満 月額1,000円
②5km以上 月額2,000円
③5km以上で、地形等考慮すべきと福祉事務所長が認めた者 月額3,000円
- 申請手続き 年度ごとに1回、原則1月末日までに、前年度の1月から当該年度の12月分までの助成について行う
〈例〉令和6年度の場合…令和6年1月～12月分を令和7年1月末までに申請
※年度の途中において助成を受ける事由が消滅した場合は、当該消滅した日の属する月分までの助成(未交付分)を当該月の翌月の末日までに申請することができます
〈例〉令和6年9月20日で助成事由がなくなった場合
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課 (1階21番窓口) ※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

障害者総合支援法の補装具費支給の対象にならない軽度・中等度の難聴児（18歳未満の児童）に対して、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成します。

- 対象児 次の要件をいずれも満たす18歳未満の児童
 - (1)保護者が市内に居住している児童であること
 - (2)両耳ともに聴力レベルが30デジベル以上70デジベル未満で、障害者総合支援法の補装具費支給の対象とならない
 - (3)指定医療機関に属する医師が補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると判断する児童であること
 - (4)市民税所得割の額が46万円以上の方が対象児の属する世帯にいないこと
- 補聴器 装用効果の高い側の耳への片側装用の1台
(ただし、医師が必要と認めた場合は両側装用の2台)
- 助成額 補聴器の購入又は修理に必要な経費の3分の2
(ただし、市民税非課税・生活保護世帯は全額助成)
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

在宅障害者（児）社会参加援助金の支給

身

療

精

在宅の障害者（児）に対して、自主的な社会参加を援助し、その自立を支援することを目的に援助金を支給します。

- 対象者 基準日(支給年度の4月1日時点)において、次の要件をいずれも満たす方
 - (1)身体障害者手帳の1級又は2級、療育手帳のA1又はA2、B1及びB2もしくは精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の交付を受けている方
 - (2)75歳未満の方
 - (3)在宅（グループホーム、介護老人保健施設入所者含む）で生活している方
 - (4)住民税が非課税の世帯に属する方
 ※対象外 特別養護老人ホーム、老人ホーム、福祉サービスの入所施設（療養介護含む）、児童施設、救護施設、宿泊型自立訓練・生活訓練のサービス利用者等の入所者
- 支給額 年額12,000円
- 支給回数 年1回
- 必要書類
 - ①在宅障害者（児）社会参加援助金支給申請書
 - ※申請者は、手帳をお持ちの方（18歳未満の場合は保護者）となります
 - ②交付を受けている手帳 ※新規申請者のみ
 - ③本人名義の預貯金通帳の写し（援助金の振込用） ※新規申請のみ
 - ④印鑑（自署不要）
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

税金や各種料金の割引制度があります。

税金の控除	身	療	精
-------	---	---	---

■所得税、市県民税（住民税）の所得控除

納税者自身又は控除対象者や扶養親族が所得税法上のしょうがい者にあたる場合は、申請等により税の所得控除を受けることができます。申請等については、所得税は長浜税務署、市県民税は長浜市役所税務課までお問い合わせください。

- ・対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、又は各手帳をお持ちの方を扶養している方
- ・問合せ 長浜税務署：電話番号 0749-62-6144 長浜市役所税務課：電話番号 0749-65-6524

■市県民税（住民税）の非課税制度

しょうがいのある方で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方については、市県民税が課税されません。詳しくは長浜市役所税務課までお問い合わせください。

- ・対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ・問合せ 長浜市役所税務課：電話番号 0749-65-6524

■相続税の税額控除

心身にしょうがいのある方が相続により財産を取得した場合、相続税の税額控除があります。詳しくは長浜税務署までお問い合わせください。

内容	対象者	控除額
	相続人がしょうがい者である場合 (身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2,3級)	相続人が85歳になるまでの1年につき10万円
	相続人が特別しょうがい者である場合 (身体障害者手帳1,2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)	相続人が85歳になるまでの1年につき20万円
・問合せ	長浜税務署：電話番号 0749-62-6144	

■贈与税の非課税制度

心身に重度のしょうがいのある方が扶養信託契約により受益者となる場合、ある一定の価格まで贈与税が課税されません。詳しくは長浜税務署までお問い合わせください。

内容	対象者	控除額
	贈与を受ける方が、精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1,2級、療育手帳Aで、「特定障害者扶養信託契約」に基づき財産が信託されたとき	6,000万円までは 非課税
	贈与を受ける方が、精神障害者保健福祉手帳2,3級、療育手帳Bで、「特定障害者扶養信託契約」に基づき財産が信託されたとき	3,000万円までは 非課税
・問合せ	長浜税務署：電話番号 0749-62-6144	

自動車税・軽自動車税の減免	身	療	精
---------------	---	---	---

自動車税・軽自動車税には、取得時に納付する「環境性能割」と毎年納付する「種別割」の2種類があります。
「環境性能割」に関することは、滋賀県自動車税事務所にお問い合わせください。
 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合は、自動車税・軽自動車税の減免を受けることができます。**減免申請は所有者、運転者、使用目的、障害等級などの要件**があり、また、**減免申請の可能な期間があります**ので、詳しくは下記までお問い合わせください。

■軽自動車税（種別割）の減免対象

しょうがい区分			身体しょうがい者本人が運転	生計を一にする方、又は 常時介護する方が運転
身体 障 害 者 手 帳	視覚障害		1 ～ 4 級	1 ～ 4 級
	聴覚障害		2 級、 3 級	2 級、 3 級
	平衡機能障害		3 級	3 級
	音声機能障害（喉頭摘出者のみ）		3 級	
	上肢不自由		1 級、 2 級	1 級、 2 級
	下肢不自由		1 ～ 6 級	1 ～ 3 級
	体幹不自由		1 ～ 3 級、 5 級	1 ～ 3 級
	乳幼児以前の非進行性脳 病変による運動機能障害	上肢機能	1級、 2 級	1級、 2 級
		下肢機能	1 ～ 6 級	1 ～ 3 級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう 直腸・小腸機能障害		1級、 3 級	1級、 3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 ～ 3 級	1 ～ 3 級
	肝機能障害		1 ～ 3 級	1 ～ 3 級
療育手帳			A の方（しょうがいの程度が「重度」）	
精神障害者保健福祉手帳			1 級の方	

※**障害者手帳の交付を受けている方で、減免申請される年度の4月1日時点で上記の表に該当する方が対象です**
 ※しょうがいが重複する場合は、事前に長浜市役所税務課まで問い合わせてください
 ※減免される自動車は普通自動車及び構造減免車等も含めて1人の身体しょうがい者等につき1台のみ
 ※自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割・種別割）の減免を受ける場合において、生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合は、生計同一証明書又は常時介護証明書の交付申請をしてください

■生計同一証明書・常時介護証明書の申請・発行場所

長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）又は北部合同庁舎くらし窓口課

■問合せ

軽自動車税(種別割)の減免について	長浜市役所税務課 電話番号 0749-65-6508
自動車税(種別割)の減免について	東北部県税事務所(平方町1152-2) 電話番号 0749-65-6606
自動車税及び軽自動車税（環境性能割）に関すること	滋賀県自動車税事務所（守山市木浜町2298-2） 電話番号 077-585-7288

マル優・特別マル優（非課税制度）

マル優（少額貯蓄非課税制度）・特別マル優（少額公債非課税制度）は、預貯金や国債等について、しょうがい者等の方を対象に、それぞれの元本350万円までの利息に対して税金がかからない制度です。対象要件、お手続き等の詳細については、取引のある金融機関（銀行・郵便局等）の窓口へお問い合わせください。

- 対象者
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・遺族基礎年金、遺族厚生年金受給者である被保険者の妻
 - ・障害基礎年金、障害厚生年金受給者
 - ・寡婦年金、母子年金受給者

■内容

制度	対象の金融商品	限度額（合計）
マル優 （少額貯蓄非課税制度）	預貯金・合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券	350万円まで
特別マル優 （少額公債非課税制度）	国債・地方債	350万円まで

NHK放送受信料の減免			身	療	精
種別	全額免除	半額免除			
身体しょうがい	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ同居者全員が市民税非課税の場合	・視覚又は聴覚しょうがいの身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主かつ受信契約者の場合 ・身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方が世帯主かつ受信契約者の場合			
知的しょうがい	療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ同居者全員が市民税非課税の場合	療育手帳A1又はA2をお持ちの方が世帯主かつ受信契約者の場合			
精神しょうがい	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ同居者全員が市民税非課税の場合	精神障害者保健福祉手帳1級ををお持ちの方が世帯主かつ受信契約者の場合			

■手続き方法 ①長浜市役所しょうがい福祉課または北部合同庁舎くらし窓口課の窓口で手続きする場合
手帳と印鑑をご持参のうえ、しょうがい福祉課または北部合同庁舎くらし窓口課にて免除事由の証明を受けた後に、NHK大津放送局へご提出ください。

②NHK大津放送局の窓口で手続きする場合

手帳、印鑑、下記の各種証明書類をご持参のうえ、NHK大津放送局で手続きしてください。

- ・全額免除：住民票（世帯全員分）、市民税非課税証明書（世帯全員分）
- ・半額免除：住民票（世帯全員分）

■問合せ NHKふれあいセンター(ナビダイヤル) 電話番号：0570-077-077（受付時間9～18時）

携帯電話使用料等の割引	身	療	精	
-------------	---	---	---	--

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方は、携帯電話の使用料や通話料、メールの送受信料等について割引を受けることができます。詳しくは各携帯電話各社へお問い合わせください。

NTT 無料番号案内（ふれあい案内）	身	療	精	
--------------------	---	---	---	--

NTTへの事前登録をすることにより、無料で電話案内が利用できます。詳しくはNTTへお問い合わせください。

しょうがいの区分		しょうがいの程度
身体障害者手帳	視覚障害	1 ～ 6 級
	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害	1 級、 2 級
	聴覚障害	2 級、 3 級、 4 級、 6 級
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害	3 級、 4 級
	療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳		

■問合せ NTT西日本ふれあい案内事務局
 電話番号(フリーダイヤル) 0120-104-174
 FAX番号(フリーダイヤル) 0120-104-134
 ※受付時間は午前9時～午後5時まで（土・日・祝及び年末年始を除く）

公共施設の利用料の減免等	身	療	精	
--------------	---	---	---	--

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方は、しょうがいの程度等により、公共施設の窓口で手帳を提示していただくことで、利用料・使用料等の減免などが受けられる場合があります。施設をご利用になる前に、減免等の対象となるか、各施設までお問い合わせください。

■減免利用できる施設（一部例）

施設名	☎電話番号	内容	
長浜城歴史博物館	0749-63-4611	手帳の提示で本人と介助者1名は無料	ミライロID 利用可
曳山博物館	0749-65-3300	手帳の提示で本人と介助者1名は無料	
長浜鉄道スクエア	0749-63-4091	手帳の提示で本人と介助者1名は無料	
慶雲館	0749-62-0740	手帳の提示で本人と介助者1名は無料	
高月観音の里歴史民俗資料館	0749-85-2273	手帳の提示で本人と介助者1名は無料	
長浜市民プール (開設期間…7月上旬～8月下旬)	0749-64-0380 (開設期間中)	手帳の提示で本人の利用料は半額	
浅井B & G 海洋センタープール	0749-74-3355	手帳の提示で本人の利用料は半額	

交通に関するサービスと割引

交通に関するサービスや各種割引があります。

タクシー料金割引

身

療

精

乗車時に身体障害者手帳及び療育手帳を提示することにより、料金が1割引を受けられることがあります。また、精神障害者保健福祉手帳も割引を受けられる場合がありますので、各タクシー会社までお問い合わせください。

長浜市内タクシー会社	電話番号	事業所住所
近江タクシー長浜営業所	0749-62-1681	長浜市西上坂町128
さくらタクシー	0749-63-1362	長浜市末広町372-3
長浜タクシー	0749-63-6318	長浜市平方町318
滋賀中央交通	0749-53-2708	長浜市内保町758-4
都タクシー長浜営業所	0120-373-385	長浜市平方町244
伊香交通	0749-82-2135	長浜市木之本町木之本1545

リフト付きタクシーの運行

心身に重度のしょうがいのある方及び寝たきり高齢者の生活行動範囲拡大のため、車いすやストレッチャーでも乗降が可能なリフト付きタクシーが運行されています。詳しくは各タクシー会社までお問い合わせください。

路線バス運賃の割引

身

療

精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、普通運賃が5割引されます。介助・付添の方、定期運賃の割引率についてはバス会社によって異なりますので、詳しくは各バス会社へお問い合わせください。

長浜市内路線バス会社	電話番号	事業所住所
湖国バス長浜営業所	0749-62-3201	長浜市西上坂町128
(株)余呉バス	0749-86-8066	長浜市余呉町中之郷1152-1

国内航空運賃の割引

身

療

精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、航空運賃の割引が受けられます。割引額は航空会社、路線によって異なりますので、各航空会社支店、営業所、指定代理店にお問い合わせください。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と介助者1人
※いずれも手帳所持者が満12歳以上の場合
- 航空券の購入手続き 航空券販売窓口到手帳を提示してください
介助者分は、本人と同一搭乗区間の航空券を同時に購入してください。
- 問合せ 各国内航空会社

J R 旅客運賃の割引	身	知
-------------	---	---

■対象者 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

■適用範囲 手帳をお持ちの方と介助者1人まで

種 別	乗車券	割引内容
第1種 身体障害者手帳 療育手帳	単独	普通乗車券 片道100kmを超える利用する際、5割引
	介助者 付き	普通乗車券 本人と介助者ともに5割引
		回数券 本人と介助者ともに5割引
		急行券 本人と介助者ともに5割引(特急券・グリーン券等は除く)
		定期乗車券 本人と介助者ともに5割引 ※本人が12歳未満のしょうがい児の場合は介助者のみ5割引 ※介護者には通勤定期乗車券が発売されます
第2種 身体障害者手帳 療育手帳	単独	普通乗車券 片道100kmを超える利用する際、5割引
	介助者 付き	定期乗車券 ※本人が小児の場合のみ介助者のみ5割引

※各駅の乗車券販売窓口で手帳を提示してください

有料道路通行料金の割引	身	知
-------------	---	---

しょうがい者割引を受けるためには事前に登録が必要です。身体障害者手帳又は療育手帳所持者及び介助者の方が一定の要件を満たした車を運転する場合、手帳の提示により、高速道路や有料道路の料金が5割引になります。ETC利用も対象となります。

■対象者	手帳の種類	種別	運転者
身体障害者手帳		第1種	本人 介助者（本人の同乗）
		第2種	本人のみ
療育手帳		第1種	介助者（本人の同乗）
		第2種	割引対象外

■要件 所有者要件と車種要件があります。事前に登録できる自動車は障害者の方お一人につき一台ですが、知人の車やレンタカー等、事前登録されていない自動車でのご利用時も、一定の要件のもとで割引の適用ができます。軽トラック、事業用自動車等は割引登録の対象外です。

■適用範囲 東日本・中日本・西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、地方道路公社、道路管理者（都道府県・市町村）

■有効期間 原則、新規申請手続きが終了した日から2回目の誕生日まで有効
※更新手続きの場合、割引有効期限の2か月前から手続きができ、手続きが終了した日から3回目の誕生日まで有効となる場合があります

■必要書類 身体障害者手帳又は療育手帳、車検証、運転免許証（しょうがい者本人が運転する場合）
※ETCを利用して割引を受けられる場合は、上記の書類に加えて「ETCカード」（18歳以上はしょうがい者本人名義のもの）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書が必要です。

■問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 申請受付可

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

身

療

精

しょうがい者や高齢者、難病患者などの移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場になるよう、車いすマーク等の駐車区画をご利用いただくための利用証を交付する制度です。

■対象者

区分			交付要件	必要な書類	有効期間
身体しょうがい者	視覚障害		4級以上	身体障害者手帳	5年 ただし、再認定日の記載がない身体障害者手帳又は療育手帳所持者は無期限
	平衡機能障害		5級以上		
	聴覚障害		3級以上		
	肢体不自由	上肢	2級以上		
		下肢	6級以上		
		体幹	5級以上		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2級以上		
		移動機能	6級以上		
	心臓機能障害		4級以上		
	じん臓機能障害		4級以上		
	呼吸器機能障害		4級以上		
	ぼうこう又は直腸の機能障害		4級以上		
	小腸機能障害		4級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上		
肝機能障害		4級以上			
知的しょうがい者			療育手帳のしょうがい程度 A1・A2 又は A	療育手帳	
精神しょうがい者			しょうがい等級が2級以上	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者			特定医療費(指定難病)受給者等	特定医療費(指定難病)受給者証など	5年
要介護高齢者			要介護状態区分が「要介護1～5」の者	介護保険被保険者証	
妊産婦			母子手帳取得時～産後1年	母子健康手帳	
けが人			けが等により一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等 および本人確認書類	車いす、杖等の使用期間（1年以内）

※ご希望の方は、滋賀県ホームページより申請書をダウンロードし、申請書に必要事項を記入し、必要な書類の写しを添付の上、下記まで送付ください

※後日利用証を郵送されますので、返送用切手(140円)を申請書に添付する必要があります。**即日交付できません。**

詳しくは下記までお問い合わせください。

■問合せ・申請先 滋賀県健康医療福祉部 健康福祉政策課（〒520-8577 大津市京町4丁目1-1）

電話番号 077-528-3512

FAX番号 077-528-4850

駐車禁止除外指定車標章の交付

身

療

精

身体障害者手帳等の交付を受け、一定の要件に該当している方に交付されるもので、交付を受けている方が使用中の車両に掲示することにより、公安委員会による駐車禁止規制の対象から除くものです。ただし、駐停車禁止場所の駐車や長時間駐車などは駐車違反となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

■対象者

- ・身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方
(詳細は各警察署交通課窓口にお問い合わせください。)
- ・療育手帳Aの交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

■問合せ

長浜警察署の交通課窓口 電話番号 0749-62-0110

緊急通報（119番・110番）

●NET119緊急通報システム・FAX119番

湖北地域消防本部では、音声による119番通報が困難な聴覚しょうがい者や言語しょうがいのある方を対象に携帯電話やパソコンで、救急車や消防車の出動要請ができる「NET119通報システム」を整備しています。この通報システムは登録制です。また、電話での通報にかわりファックスでも通報できます。長浜市役所しょうがい福祉課で申請をしていただくと、湖北地域消防本部に登録され利用できます。

・問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

●ファックス110番（滋賀県内）

聴覚又は言語にしょうがいのある方向けに電話による110番通報にかわる緊急通報ができます。

FAX110番：077-526-0110

<FAX送信する原稿に記載してほしい内容>

- ①何があったのか ②いつおこったのか ③ケガの有無、救急車の要否 ④犯人がいるかどうか
⑤あなたのいる場所 ⑥あなたの名前、事件・事故との関係 ⑦あなたのFAX番号（返信のため）

●110番アプリシステム

聴覚にしょうがいのある方など、音声による110番通報が困難な方がスマートフォン等を利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。スマートフォンに専用のアプリをダウンロードし、氏名、電話番号、パスワード等を登録することで利用ができます。詳しくは警察庁ホームページをご覧ください。

長浜市避難支援・見守り支えあい制度

避難支援が必要な方に制度に登録いただき、登録申請者の「台帳」及び登録者ひとり一人の見守り方法や避難支援方法を記した「個別計画」を作成します。この台帳や個別計画を活用して要配慮者を地域で把握し、日ごろの見守りの実施や災害時の備えを行います。

- ・登録対象者 重いしょうがいのある方やひとり暮らしの高齢者等、日常生活に手助けが必要な方や避難をする際に支援が必要な方
- ・登録方法 申請書を長浜市（長寿推進課、しょうがい福祉課）または社会福祉協議会（各支所含む）に提出してください。申請書は、前述の窓口を設置しています。郵送をご希望の場合は、長寿推進課（☎0749-65-7789）へご連絡ください。

点字・声の広報

文字での情報入手が困難な方に、点字又は音訳により広報ながはまを提供します。詳しくは長浜市役所広報報道課へ問い合わせください。

- 問合せ 長浜市役所広報報道課 電話番号 0749-65-6504
FAX番号 0749-65-4006

長浜市立図書館資料の郵送貸出

身

療

精

図書館へ出向くことができない方のご自宅へ、ご希望の資料や録音物を郵送します。郵送料金は図書館が負担されますが、事前に利用登録が必要となりますので、各図書館へお問い合わせください。

■対象者

- ・視覚しょうがい者の方
- ・身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
- ・療育手帳A1又はA2をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方

※上記に該当せず来館が困難な方は、最寄りの図書館にご相談ください。

■申込方法

最寄りの図書館へ電話、ファックス、電子メール、手紙等

■対面朗読

視覚しょうがい者の方には、希望の本などを音訳者が読み上げるサービスがあります。こちらも利用登録が必要ですので、各図書館へ相談・申し込みをしてください。

※各図書館の開館日は異なりますのでご注意ください

図書館	電話番号	FAX番号	住所
長浜図書館	0749-63-2122	0749-65-3288	長浜市高田町12-34
浅井図書館	0749-74-3311	0749-74-1811	長浜市大依町528
びわ図書館	0749-72-4305	0749-72-4428	長浜市難波町505
虎姫図書館	0749-73-2335	0749-73-5070	長浜市宮部町3445
湖北図書館	0749-78-1687	0749-78-1749	長浜市湖北町速水2745
高月図書館	0749-85-4600	0749-85-4959	長浜市高月町渡岸寺115

点字図書及び録音図書の貸出

身

視覚にしょうがいのある方に対して、希望の図書を郵送で貸し出しをされます。利用される場合の往復郵送料は無料となります。事前登録が必要ですので、詳しくは下記の窓口までお問い合わせください。

■問合せ

滋賀県立視覚障害者センター（彦根市松原1丁目12-17）

図書貸出専用電話番号：0749-22-8220

聴覚しょうがい者FAX中継サービス

身

電話での会話が困難な聴覚にしょうがいのある方等が早急に連絡する必要があるとき、ファックスを通じて中継協力者に伝言を依頼することができます。

・問合せ

長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

もしもしメール（音声通話の困難な方専用の電子メール窓口）

身

音声通話の困難な聴覚又は音声・言語機能にしょうがいのある方が、しょうがい福祉課と直接電子メールでの文字通信ができるシステムです。事前に長浜市役所しょうがい福祉課への登録が必要です。

聴覚しょうがい者用ビデオの貸出

身

湖北みみの里ビデオライブラリーでは、手話や字幕付きビデオの貸し出しを行っています。詳しくは湖北みみの里へお問い合わせください。

- 貸出窓口 湖北みみの里（米原市宇賀野269） 電話番号：077-561-6111(滋賀県立聴覚障害者センター)
- 利用時間 ・月～金曜日 午前10時から午後5時まで
・貸出本数は3本までで、2週間借りられます

青い鳥郵便葉書の無償配布（日本郵便）

身

療

日本郵便株式会社では、重度の身体しょうがい者及び重度の知的しょうがい者で、受付期間内にご希望いただいた方に「青い鳥郵便葉書」を無償で配付されています。「青い鳥郵便葉書」は、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常はがき20枚を封入したものです。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 配付対象者 ・重度の身体しょうがい者：身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方
・重度の知的しょうがい者療育手帳に「A」又は「1度」もしくは「2度」の表記がある方
- 受付期間 4月1日から5月31日まで（※配布は4月中旬以降）
- 配付枚数 1人につき 20 枚
- 申し出方法 最寄りの郵便局の窓口身体障害者手帳又は療育手帳を持参ください
- 問合せ 日本郵便お客様サービス相談センター
電話番号 0120-23-28-86（フリーコール）※携帯電話の場合：0570-046-666（有料）
受付時間 平日：8時～21時 土日休日：9～21時

しょうがい者（児）水泳教室

体力の増強、交流、余暇の充実を目的に年間を通じて水泳教室を開催しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）
電話番号 0749-65-8258（相談支援係）

SOSほんわかネットワーク

SOSほんわかネットワークに事前に登録することで、しょうがいや認知症のある人が行方不明になった時、ご家族などから警察署（生活安全課）に行方不明届を提出された際に、行方不明者の特徴などの情報を地域の協力者にメールで配信し、協力を呼びかけ早期発見・早期保護につなげます。

- 対象者 長浜市にお住まいの人で、しょうがいや認知症等のため行方不明になる心配のある人
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

ヘルプマーク・ヘルプカードの配付

●ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部しょうがいや難病の方、妊娠初期の方、または認知症の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

●ヘルプカード



援助を必要としているしょうがいのある方などが携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。ヘルプマークに記入できない個人情報や、より詳細な情報を記入することができます。

・配付対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、認知症の方など、援助や配慮を必要としている方

・配付場所

長浜市役所本庁舎(しょうがい福祉課・長寿推進課)	長浜市八幡東町632
ながはまウェルセンター(1階 健康推進課)	長浜市小堀町32番地3
北部合同庁舎(1階 暮らし窓口課)	長浜市木之本町木之本1757番地2
市立長浜病院	長浜市大戌亥町313
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田1221

※申請書の記入や障害者手帳の提示は不要で、希望者の方に無料でお渡ししています。

耳マークカードの配付

身

耳の不自由な方は、病院・銀行・官公庁などの窓口で、順番がきて名前を呼ばれても聞こえません。そこで、音声にかわり、直接手招きなどの動作で呼びかけてもらうための『耳マークカード』です。発行にかかる費用負担はありません。カード発行は長浜市役所しょうがい福祉課窓口またはQRコードから申請できます。

■配付対象者 長浜市内に在住し、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚しょうがいの方

■申込方法 申請書に必要事項を記入いただきます。**※後日郵送のため、即日発行はできません**

■申込窓口 長浜市役所本庁舎(しょうがい福祉課 1階21番窓口)又は北部合同庁舎(暮らし窓口課 1階)



介護マークの貸出

身

療

精

認知症の方やしょうがい者の介護は、他の人から見ると介護していることが分かりにくいので、誤解や偏見を持たれやすいことから、介護中であることが一目でわかるように介護マークを貸出します。

<使用例>・介護していることをさりげなく周囲に知ってもらいたいとき

・トイレで付き添うとき

・男性介護者が女性用下着を購入するとき

借受申請はQRコードからもできます



■貸出対象者 (1) 要介護認定又は要支援認定を受けている方

(2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

(3) その他必要と認める方

■借受対象者 長浜市内に在住又は在勤、通学している方

■貸出窓口 長浜市役所長寿推進課

長浜市役所しょうがい福祉課(1階21番窓口)

7	しょうがい福祉サービス・日常生活支援
日常生活用具の給付・貸与	
身	療

しょうがい者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与します。ただし、給付種目によって、給付要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

- 対象者

身体障害者手帳及び療育手帳の所持者、難病患者等で日常生活用具の給付の必要な方

※65歳以上の高齢者（特定疾病による場合は40歳以上）は、介護保険制度が優先です。

※しょうがい児（者）本人及び世帯の他の世帯員のうち、いずれかの方が当該年度（4～6月の申請にあっては、前年度）の市民税所得割の額が46万円以上の場合は、給付対象外。
- 自己負担額

市民税課税世帯は1割負担（ただし、37,200円が負担上限月額）

市民税非課税世帯は無料（生活保護世帯を含む）
- 問合せ

長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）
- 手続きの流れ

①申請

申請窓口：（しょうがい福祉課 又は 北部合同庁舎くらし窓口課）

必要書類：申請書、見積書、商品カタログ(コピー可)、印鑑(自署不要)、医学意見書(必要な場合のみ)

※カタログ省略可…ストマ装具、紙オムツ、人工内耳用電池は不要。また、排痰補助装置の更新時も不要。

※見積書省略可…ストマ装具（新規申請を除く）

②決定

申請の内容をもとに審査を行い、給付の可否を決定いたします。決定後、『決定通知書』を郵送します。

③購入

決定通知書が届きましたら、業者と納品の日取り等について確認してください。

④納品

予定通りに納品されたか、納品された商品に問題はなかったかを確認いただき、問題が無ければ、『給付券』に記名押印して、業者に手渡してください。

⑤支払

助成上限額を超える負担がある場合は、直接業者にお支払いください。それ以外については、市役所から業者に支払います。

■特例給付

ストマ装具・紙オムツについては、基準額を超えた給付が必要な場合、一定額までの給付（自己負担は一律1/2）を行います。

■給付等品目 ※対象者、用具の性能等、耐用年数、給付等費用の基準額の上限はそれぞれ異なります	≪介護・訓練支援用具≫ 特殊寝台【介護保険優先】、特殊マット【介護保険優先】、特殊尿器【介護保険優先】、入浴担架、体位変換器【介護保険優先】、移動用リフト【介護保険優先】、訓練いす
	≪自立生活支援用具≫ 入浴用いす(入浴補助用具)【介護保険優先】、浴槽用手すり(入浴補助用具)【介護保険優先】、腰掛便座【介護保険優先】頭部保護帽、リフト機能付便座【介護保険優先】、聴覚障害者用火災警報器、音声式電磁調理器、音声式ＩＣタグレコーダー など
	≪在宅療養等支援用具≫ 透析液加温器、ネブライザー(呼吸器)、電気式たん吸引器、視覚障害者用音声式体温計、視覚障害者用体重計、視覚障害者用音声式血圧計、人工呼吸器用外部バッテリー、正弦波インバーター発電機、ポータブル蓄電池、DC/ACインバーター(カーインバーター) など
	≪意思疎通支援用具≫ 携帯用会話補助装置、点字器、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、人工内耳用外部装置、人工内耳用電池[充電器] など

※裏面に続く

■給付等品目	《排泄管理支援用具》
	ストマ装具（消化器系・尿路系）、紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具）、収尿器 など
	《住宅改修費》 居宅生活動作補助用具【介護保険優先】
	《在宅療養等支援用具》 排たん補助装置

補装具費（購入・修理）の給付	身
-----------------------	----------

身体上のしょうがいのある機能を補って、生活を容易にする用具の購入又は修理にかかる費用を給付します。更生相談所の判定を要するものや医師の意見書、しょうがい区分・程度等の要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

■補装具の種類

しょうがい区分	補装具の種目
肢体不自由	義手、義足、下肢装具、体幹装具、上肢装具、靴型装具、車いす(オーダーメイド・レディメイド)、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡・コンタクトレンズ・弱視眼鏡）
聴覚障害	補聴器（耳あな型・ポケット型・耳かけ型・骨伝導式）
肢体不自由・音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置

■耐用年数 種目ごとに耐用年数が定められています。（例：車いす・電動車いす6年、補聴器5年 など）

■対象者 【新規申請の場合】

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等で、補装具の給付が必要な方。

※難病…障害者総合支援法の対象となる疾病

※65歳以上の高齢者（介護保険で定められた特定疾病の場合は40歳以上）の方は、介護保険制度が優先です。

※治療や機能回復に有期限で使用される物は治療用装具であり、補装具には該当しません。

【修理申請の場合】

身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者で、補装具の修理が必要な方

※ただし、身体障害者福祉法・児童福祉法により交付された補装具の修理に限る

■自己負担額 市民税課税世帯は1割負担（ただし、37,200円が負担上限月額）

市民税非課税世帯は無料（生活保護世帯を含む）

※市民税所得割46万円以上の世帯は給付対象外となります

※種目ごとに基準額があり、超過した場合の差額は自己負担となります。

■留意事項

申請・決定前に購入、修理したものは助成対象外です。

介護保険対象者は、介護保険でサービス提供されるものは対象外です。

■問合せ

長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）※北部合同庁舎くらし窓口課 受付可

長浜市見守り配食支援事業（配食サービス）

身

療

精

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方等で、近くに親族がおられないなどにより、安否確認を必要とする方を対象に、配食を通じた見守り支援を実施しています。利用されるにあたり、事前に申請が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

- 対象者
 - (1) 65歳以上の高齢者
 - (2) 身体障害者手帳（肢体不自由、視覚しょうがい、内部しょうがいに限る）1級・2級、療育手帳重度（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持している方
 - ※市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を完納していること
 - ※(1)(2)どちらの場合も、同居している方が見守り(安否確認)できる場合や、家族等の訪問やヘルパー、デイサービス等の福祉・介護サービスの利用により、原則週5日以上見守り(安否確認)ができている場合は対象外
- 事業内容
 - ・配食業者がお弁当を配達する際に、声かけを行い、安否確認を行います。
（利用者1人あたり、昼食又は夕食どちらか一方のみ、1日1回、週5回を限度）
 - ・配食時に利用者に異常がある場合は、申請時に登録していただいた緊急連絡先に連絡します
- 配食業者
 - (株)ミールサービスたぐち、ワタミ(株)、宅配キッチン・ツカ・スリー、ライフリ長浜店、生活協同組合コープしが
 - ※配達曜日、配達時間、配達地域、食事内容など業者ごとに異なります
- 補助額
 - 1食あたり277円(税抜き)を補助します
- 支給対象期間
 - 1年間 ※期間終了後も利用いただく場合は、更新申請が必要です。（6月末で更新）
- 問合せ
 - 長浜市役所長寿推進課 電話番号 0749-65-7789 FAX番号 0749-64-1437

長浜市在宅福祉理美容サービス事業

身

療

精

在宅で生活しているしょうがい者や寝たきりの高齢者が衛生的な生活を保っていただけるよう、理美容サービス利用券（半年に1回分）を交付しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

- 対象者
 - 基準日（9月1日/3月1日 年2回）において次の(1)～(4)すべてに該当する方
 - (1) 次の要件（①～③）のいずれかに該当する方
 - ① 要介護4又は5の認定を受けている65歳以上の方
 - ② 次のいずれかにあてはまる方のみの世帯の方
 - ア 身体障害者手帳（肢体不自由）1級又は2級の交付を受けている方
 - イ 療育手帳A1又はA2の交付を受けている方
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
 - エ 要介護4又は5の認定を受けている40歳以上65歳未満の方
 - ③ ②のア～エのいずれかに該当する方で同居している方すべてが65歳以上の方
 - (2) 基準日前6か月のうち3か月以上を在宅で生活し、現在も在宅生活している方
 - (3) 前年分の所得税が非課税の世帯に属していること
 - (4) 市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を完納していること
 - ※施設に入所している方や病院に入院している方は対象外です
 - ※病院に入院している期間やショートステイを利用している期間は、在宅日数に含みません（長期入院で在宅期間が3か月未満となる方は対象外です）

- 事業内容 申請時に希望されたお店から理美容師が自宅に訪問され、散髪を行います。なお、カットのみの利用です。理美容サービス利用券を交付しますので、提示してください。
- 利用券 年2回（半年に1回）
- 利用店舗 41店舗（R6.2月時点）
- 自己負担額 原則、利用料の1割（450円）負担
- 申請窓口
 - ・《要介護認定を受けている方》 長浜市役所長寿推進課
 - ・《しょうがいのある方》 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）
 - ・北部合同庁舎くらし窓口課

長浜市障害者訪問入浴サービス事業

身

身体しょうがい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図ります。利用されるにあたり、事前に申請が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

- 対象者 施設へ入所しての入浴及び家庭浴槽での入浴が困難な在宅の身体障害者手帳を有する15歳以上で、かつ、次のいずれにも該当しない方
 - (1) 訪問入浴介護事業の対象者
 - (2) 感染性疾患を有する方
 - (3) 疾病又は負傷のため治療中の方
 - (4) 医師が入浴することを適当でないと認めた方
- 事業内容 身体しょうがい者の居宅を訪問し、移動浴槽を用いて入浴サービスを提供します
- 利用回数 利用者1人につき月4回を限度
- 自己負担額 原則、利用料の1割負担
 - ※市民税非課税世帯は無料（生活保護世帯を含む）
 - ※介護保険によるサービスが優先されます。
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

長浜市手話通訳者派遣事業

身

聴覚等にしょうがいのある方の日常生活上のコミュニケーション支援と交流活動を促進するため、手話通訳者を派遣し、積極的な社会参加の促進を図ります。利用されるにあたり、事前に申込が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

- 派遣対象
 - (1) 聴覚しょうがい者等で、市内に居住又は通勤し、手話をコミュニケーション手段としている方
 - (2) (1)に規定する聴覚しょうがい者等を構成員とする市内の団体
- 派遣範囲 原則市内です。ただし、必要最小限の範囲内で、臨時的かつ個別的と認めた場合に派遣地域を広げることがあります。
- 派遣内容 聴覚しょうがい者等の教育、医療、職業、地域との交流等社会生活にかかわること。
 - ※宗教活動、政党活動、企業の営業活動、個人の遊興又は娯楽は除く
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

長浜市要約筆記者派遣事業

身

聴覚等にしょうがいのある方の日常生活上のコミュニケーション支援と交流活動を促進するため、要約筆記者を派遣し、積極的な社会参加の促進を図ります。利用されるにあたり、事前に申込が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

- 派遣対象 (1) 市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚しょうがい者等
(2) (1)に規定する聴覚しょうがい者等を構成員とする市内の団体
- 派遣範囲 原則市内です。ただし、必要最小限の範囲内で、臨時的かつ個別的と認めた場合に派遣地域を広げることがあります。
- 派遣内容 聴覚しょうがい者等の教育、医療、職業、地域との交流等社会生活にかかわること。
※宗教活動、政党活動、企業の営業活動、個人の遊興又は娯楽は除く
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

長浜市重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業

身

療

在宅で生活する医療的ケアの必要な重症心身しょうがいのある方が医療型短期入所等を利用する際、遠距離送迎に伴う介護者及び当事者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに経済的支援を行い、在宅生活の安定を図ります。利用されるにあたり、事前に申請が必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

- 事業内容 民間救急事業所と委託契約を結び、介護者等に代わり医療的ケアを行う看護師が車両に同乗し、利用者を移送します。
- 対象者 在宅で生活する医療的ケアが必要な重症心身しょうがい者
 - ・常時又は頻回に、医療行為が必要で在宅において生活する方
 - ・療育手帳A 2以上かつ身体障害者手帳2級以上を所有する方
 - ・一般の公共交通機関を利用することが困難な方
 - ・医療保険の診療報酬における「超重症児(者)入院診療加算」の判定基準によるスコアが10以上の方
- 利用対象 次に掲げる医療機関へ医療型短期入所の利用又はレスパイト入院を目的とした利用
 - ・びわこ学園医療福祉センター野洲（野洲市北桜978-2）
 - ・びわこ学園医療福祉センター草津（草津市笠山8丁目3-113）
 - ・滋賀県立小児保健医療センター（守山市守山5丁目7-30）
 - ・国立病院機構敦賀医療センター（福井県敦賀市桜ヶ丘町33番1号）
 - ・国立病院機構紫香楽病院（甲賀市信楽町牧997）
 - ・福祉事務所長が認める医療機関

※1回あたりの移動時間が3時間または移動距離が100kmを上限とする範囲
- 利用回数 利用者1人につき年間12回まで（片道1回換算）
ただし、緊急時のやむを得ない事情の場合は、利用回数の上限を超えての利用可
- 自己負担額 片道1,000円／回(事業所へお支払いください)市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料
※有料道路利用料金は実費負担となります
- 問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

障害者総合支援法等に基づくしょうがい福祉サービス

個々のしょうがいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「しょうがい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

「しょうがい福祉サービス」は、日常生活に必要な介護の支援を提供する「介護給付」と、日常生活や社会生活を営むために必要な訓練等の支援を提供する「訓練等給付」の2種類が中心となります。

サービスを利用されるにあたって、事前に市へ申請し、障害支援区分の認定を受ける必要のあるサービスがありますので、しょうがい福祉課までご相談ください。

※利用者には、サービスにかかる費用の一部負担があります

（課税状況等により月額負担上限額が定められます。市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料です）

※介護給付(網掛け部分)の利用には、障害支援区分の認定が必要(18歳未満の児童は不要)です。

※難病患者の方もしょうがい福祉サービスの対象となっています。

	サービスの種類	内容	身	知	精	児
介護給付	居宅介護	ホームヘルパーの訪問により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が受けられます。また、通院時の付き添い支援もあります。	○	○	○	○
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方等で、常時介護を必要とする場合、自宅で入浴や食事等の身体介護や、調理や洗濯等の家事援助、外出時の介護等を総合的に支援を行います。	○	○	○	—
	同行援護	視覚にしょうがいのある方で、移動時や外出での支援が受けられます。	○	—	—	○
	行動援護	行動上における危険回避のための援護や身体介護が受けられます。障害支援区分調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上。	—	○	○	○
	療養介護	医療的なケア、常時介護を必要とする場合、病院において、機能訓練、療養上の管理・看護、医学区的な管理のもと介護が受けられます。	○	重心	—	—
	生活介護	施設において、身体介護や家事援助が受けられ、創作的活動又は生産活動の機会の提供や身体機能・生活機能の向上のための援助もあります。	○	○	○	—
	短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気等の理由により、介護が受けられないときに短期間施設に入所して、入浴、排せつ、食事の介護等の支援が受けられます。	○	○	○	○
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が非常に高い場合、居宅介護等の複数のサービスを包括的に受けられます。	○	○	○	○
	施設入所支援	主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援が受けられます。	○	○	○	—

	サービスの種類	内容	身	知	精	児
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要なリハビリテーションが受けられます。	○	○	○	—
	自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な支援が受けられます。	○	○	○	—
	自立訓練 (宿泊型自立訓練)	地域生活に向けて、居住の場の提供を受けて、生活能力の維持・向上のための支援が受けられます。ただし、自立訓練(生活訓練)の対象者が対象です。	○	○	○	—
	就労移行支援	一般企業等への就労に向けた生産活動、職場体験やその他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等が受けられます。	○	○	○	—
	就労継続支援 (A型：雇用型、B型)	一般企業等への就労が難しい場合に、働く場の提供を受け、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練が受けられます。	○	○	○	—
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行された方に対して、一定期間、就労に伴う生活上の支援が受けられます。	○	○	○	—
	共同生活援助 (グループホーム)	地域にある住宅等で共同生活をし、世話人の支援や介護、相談等の日常生活の援助が受けられます。	○	○	○	—
児童通 所給 付	児童発達支援	心身の発達に遅れや心配のある子どもとその保護者に対して、通園により子どもの日常生活の基本的な動作や集団生活の適応訓練等を指導します。	—	—	—	未 就 学 児
	保育所等訪問支援	心身の発達に遅れや心配のある子どもが在籍する保育所等を訪問し、その子どもに対して集団生活の適応のための支援を行います。	—	—	—	○
	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休業日に、生活能力向上のための訓練及び社会との交流促進等を行います。	—	—	—	就 学 児
地域 相 談 支 援 等	計画相談支援 障害児相談支援	介護給付・訓練等給付・児童通所にかかる利用相談やサービス利用計画書作成等の支援が必要と認められる場合、しょうがい者(児)の自立した生活や課題解決に向けて、計画の見直しや調整等を行います。	○	○	○	○
	地域移行支援	施設入所者や精神科病院入院者等に対して、地域生活へ移行するための支援を行います。	○	○	○	—
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをするしょうがいのある方等に対して、地域での生活を定着させるための支援を行います。	○	○	○	—

障害者総合支援法関連事業

事業名称	内容	要件
移動支援事業	屋外での移動が困難な心身にしょうがいにある方又は児童に対して、外出のための介護を行います。なお、障害者総合支援法によるサービスに該当する場合は、そちらが優先となります。 支給量は本人の健康状態や生活状況等により、総合的に判断し、市が決定します。 利用する場合は市へ申請が必要となりますので、しょうがい福祉課までお問い合わせください。	・ 下肢・体幹・移動機能障害1・2級又は3級で常時車いすを使用している人、知的しょうがい、精神しょうがい、発達しょうがいのある人(児童含む)で、屋外での移動制限がある人 ・ 1割の利用者負担が必要です。(課税状況等により軽減あり) ・ 視覚しょうがいの人は基本的に同行援護の対象です。
日中一時支援事業	心身にしょうがいのある方又は児童に対して、日中において、事業所等で活動場所を提供し、見守りや社会適応訓練を行います。 支給量は、本人の健康状態や生活状況等により、総合的に判断し、市が決定します。 利用する場合は市へ申請が必要となりますので、しょうがい福祉課までお問い合わせください。	・ 心身にしょうがいのある方(児童含む)で日中において、家族等が不在のため、一時的に見守りが必要な人 ・ 1割の利用者負担が必要です。(課税状況等により軽減あり)

新高額障害福祉サービス等給付費

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、要件を満たした方について、介護保険移行後に利用した訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません）の利用者負担額を、申請により還付（償還）します。

■要件

○65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービス

※1の支給決定を受けていたこと

○しょうがい者及びその配偶者が、当該しょうがい者が65歳に達する日の前日において

市民税非課税又は生活保護世帯に該当し、償還申請をする際にも市民税非課税又は生活保護世帯に該当すること

○65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上

○65歳まで介護保険サービスを利用していないこと

※1居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所のいずれか

■問合せ

長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費

同じ世帯に障害福祉サービス費等を利用する人が複数いる場合や、ひとりで複数のサービスを利用する場合など、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準を超える場合、申請により超過額を還付(償還)します。サービス利用から5年間は申請ができます。

■合算の対象となる費用

同一の月に利用した以下のサービスなどに係る利用者負担額（1割負担分）が合算の対象となります。

項目	例・備考
障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額	(例) 居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労継続支援など
児童福祉法に基づく障害児支援（通所・入所）サービスの利用者負担額	(例) 児童発達支援、放課後等デイサービスなど
補装具費の利用者負担額	※支給決定日の属する月が対象となります。 ※同一の人が障害福祉サービス等を併せて利用している場合に限ります。
介護保険法に基づくサービスの利用者負担額	(例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など ※同一の人が障害福祉サービスを併せて利用している場合に限ります。

■支給される償還額 世帯の利用者負担額の合計と基準額(原則、37,200円)との差額が支給されます。

※ 以下に該当する場合、受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、高い方が基準額となります。

- ・ 1人のしょうがい児が2枚の受給者証で複数のサービスを受けている場合
- ・ 同一世帯に属するしょうがい児のきょうだいがそれぞれサービスを受けている場合

※ 市民税所得割額28万円未満の世帯における基準額は以下のとおりです。

- ・ 居宅で生活しているしょうがい児 4,600円
- ・ 施設に入所しているしょうがい児 9,300円

■問合せ 長浜市役所しょうがい福祉課（1階21番窓口）

しょうがい者に関する相談窓口

相談事業所やしょうがい者相談員、当事者団体等で各種相談を行っております。

相談機関			
相談事業所	計画相談	主たる対象者	電話番号
相談支援事業所ピットイン	○	身体しょうがい、しょうがい児	0749-64-5682
障害者支援センターそら	○	精神しょうがい	0749-68-2255
湖北相談処すだち	○	知的しょうがい、しょうがい児	0749-53-2227
長浜市社会福祉協議会しょうがい相談事業所「ふらっと」	○	特定なし	0749-78-2233
あさがお	○	特になし	0749-51-4080
アシスト	○	特定なし	0749-59-3032
長浜市相談支援事業所	○	しょうがい児	0749-65-6913
相談支援事業所てくてく	○	重症心身障害児者	0749-53-0111
相談支援事業所かなで	○	特定なし	0749-56-3118
相談支援事業所ひより	○	特定なし	0749-85-5155

※「計画相談」とは、しょうがい者やその家族からの生活に関する相談に応じるとともに、しょうがい福祉サービスを申請する際に必要となるサービス等利用計画案を作成する相談です。

■当事者団体

団体名	住所	電話番号	FAX番号
CIL湖北	長浜市神照町277-2	0749-68-0171	0749-65-5735
CILだんない	長浜市木之本町千田681-4	0749-50-3639	0749-50-3961
地域サポーターぷらすP	長浜市三ツ矢元町26-6	0749-68-0840	0749-68-0840

セルフプランの作成にかかる問合せ・サポート先

居宅介護や施設への通所・入所などのサービスを受けるためには、計画の策定が必要となります。ご自身で計画の作成をご検討される際には、下記の機関によるサポートが受けられますのでご相談ください。

【一般的な問合せ】

長浜市しょうがい福祉課

〒526-8501 長浜市八幡東町632 ☎ 0749-65-6518 FAX：0749-64-1767

✉：shougaifukushi@city.nagahama.lg.jp

【当事者団体等によるサポート】

≪ C I L 湖北 ≫ 〒526-0015 長浜市神照町277-2

☎ 0749-68-0171 FAX：0749-65-5735 ✉:potato01@ia8.itkeeper.ne.jp

≪ C I L だんない ≫ 〒529-0423 長浜市木之本町千田681-4

☎ 0749-50-3639 FAX：0749-50-3961 ✉:dannai@ae.auone-net.jp

≪ 地域サポーターぷらすP ≫ ※できるだけメールで連絡してください

☎ 0749-68-0840 FAX：0749-68-0840 ✉:plus1@npo-plus-p.net

はたらき・くらし応援センターこほく（就業・生活支援センターこほく）

しょうがいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に無料で応じています。雇用支援ワーカー、生活支援ワーカー、職場開拓員、就労サポーター等が配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするための支援をしています。

＜センターの機能＞

①就労面での支援

就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）

就職活動の支援

職場定着に向けた支援

しょうがい者それぞれのしょうがい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
関係機関との連絡調整

②生活面での支援

生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言

住居、年金、余暇活動などの地域生活、生活設計に関する助言

関係機関との連絡調整

《はたらき・くらし応援センターこほく》

〒526-0855 長浜市小堀町32-3 ☎ 0749-64-1216 FAX：0749-64-5131

障害者支援センターそら

精神にしょうがいのある方々が地域でよりよい生活を送ることができるよう、当事者やそのご家族の相談に応じ、関係機関と連絡を取り合って、生活上のアドバイスやサービスの調整、就労に関する相談などを総合的に行う地域生活のサポートセンターです。

湖北地域の長浜市と米原市が共同して事業を実施しているもので、運営を「社会福祉法人ひかり福祉会」に委託しています。コーディネーター（相談員・支援員）が面談や訪問を行います。

＜センターの機能＞

①相談支援…各種サービスの利用調整及び計画相談及び一般相談（生活相談、就労相談等）

②サロン…精神に不安のある方、しょうがいのある方の憩いの場・語らいの場

《障害者支援センターそら》

〒526-0835 長浜市室町396-2 ☎ 0749-68-2255 FAX：0749-68-2256

✉：youisora@cello.ocn.ne.jp

長浜市身体・知的障害者相談員設置事業

身体や知的にしょうがいのある方々の自立及び社会参加が積極的に行われるよう、当事者やそのご家族の相談に応じ、必要な指導・助言をおこない、各関係機関の業務に対する協力並びに、市民のしょうがい福祉にかかる理解について広く促進を図ることを目的に相談員業務を委託しています。普段から困っていることや、悩んでいることがあれば、身近におられる相談員の方々へお気軽にご相談ください。

◆ 長浜市身体障害者相談員 【任期 2025年3月31日まで】

氏名	よみがな	地域
尾本 清子	おもと きよこ	相撲町
酒井 なつ	さかい なつ	朝日町
不破 十代二	ふわ とよじ	四ツ塚町
藤居 脩	ふじい おさむ	十里町
松村 吉洋	まつむら よしひろ	三田町
三田 俊雄	みた としお	大路町
清水 善一	しみず ぜんいち	大路町
佐野 信行	さの のぶゆき	山ノ前町
北川 正子	きたがわ まさこ	細江町
横田 二三子	よこた ふみこ	中野町
大橋 絹子	おおはし きぬこ	宮部町
鳥塚 美千代	とりつか みちよ	湖北町南速水
藤本 恵子	ふじもと けいこ	湖北町速水
赤尾 保夫	あかお やすお	高月町保延寺
岩根 健治	いわね たけはる	木之本町木之本
田中 俊之	たなか としゆき	木之本町木之本
山田 たみ江	やまだ たみえ	余呉町柳ヶ瀬
中村 長俊	なかむら ながとし	余呉町下余呉

◆ 長浜市知的障害者相談員 【任期 2025年3月31日まで】

氏名	よみがな	地域
田中 千恵子	たなか ちえこ	小堀町
大島 恵子	おおしま けいこ	川道町
大塚 浩司	おおつか ひろし	大寺町
松田 裕香子	まつだ ゆかこ	湖北町尾上
北山 唯夫	きたやま ただお	高月町馬上
五嶋 治朗	ごしま じろう	木之本町木之本
高田 峰子	たかだ みねこ	余呉町中之郷
川西 正宏	かわにし まさひろ	西浅井町集福寺

その他相談

■就労支援・相談

しょうがいのある人の就職について、専門の職員が相談・指導を行います。また、関係機関と連携して、現場実習や訓練事業を行います。詳しくは、ハローワーク長浜へお問い合わせください。

《ハローワーク長浜》 ☎ 0749-62-2030 FAX：0749-65-3246

■発達支援・相談

心身の発達に支援を必要とする方の発達相談や、心理検査等を実施し、個々に応じたかかわりの具体的な手立てについて支援します。

《長浜市しょうがい福祉課 発達支援室》 ☎0749-65-6904 FAX：0749-65-6580

■身体しょうがい者更生相談

滋賀県身体障害者更生相談所では、補装具の制作・修理、更生医療、更生訓練や職業自立等に関する相談を行っております。相談等を希望される場合は、しょうがい福祉課へ申し込みが必要です。巡回相談では、市立長浜病院にて補装具（聴覚、肢体不自由関連）に関する相談が受けられます。

《市立長浜病院》☎ 0749-68-2300

《県立リハビリテーションセンター更生相談係》☎ 077-567-7221

■知的しょうがい者更生相談

滋賀県知的障害者更生相談所により、療育手帳取得に際しての専門的な判定や各種助言が受けられます。相談等を希望される場合は、しょうがい福祉課へ申し込みが必要です。巡回相談では、市内の会場で相談や判定が受けられます。

《滋賀県知的障害者更生相談所》077-563-8448

■滋賀県発達障害者支援センター北部センター

自閉症など発達上の困難をお持ちの方やその関わる方々の相談、療育方法の検討、就労支援などにあたります。詳しくは下記センターまでお問い合わせください。

《滋賀県発達障害者支援センター北部センター》☎ 0749-28-7055

長浜市役所のお問い合わせ

■長浜市しょうがい福祉課（サービスの申請・支給、しょうがい児者の相談支援等に関すること）

長浜市八幡東町632（本庁舎1階） FAX：0749-64-1767

窓口業務（委託）	各手帳等の申請窓口	☎ 0749-65-6518
自立支援係	福祉サービス（用具・医療・在宅支援・施設支援等）の給付、手話等コミュニケーション支援 等	☎ 0749-65-6372
相談支援係	当事者の相談支援、サービス利用の調整、セルフプランの援助 等	☎ 0749-65-8258
しょうがい企画係	福祉施策の立案、各団体・事業所調整、施設整備、各種啓発、しょうがい者自立支援審査会の運営 等	☎ 0749-65-6372

■長浜市しょうがい福祉課 発達支援室（心身の発達に支援を要する児者の相談等に関すること）

☎0749-65-6904 FAX：0749-65-6580

- 長浜市児童発達支援センター（発達に支援が必要な未就学児に対する療育に関すること）
長浜市小堀町32-3（ながはまウェルセンター2階） ☎0749-65-2525 FAX：0749-65-6950
- 長浜市健康推進課 予防接種・精神保健係（精神保健や予防接種等に関すること）
長浜市小堀町32-3（ながはまウェルセンター1階） ☎0749-65-7759 FAX：0749-65-1711
- 北部合同庁舎くらし窓口課
長浜市木之本町木之本1757-2（北部合同庁舎1階） ☎0749-82-5901 FAX：0749-82-3956